



No. 366

2020年11月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館 3F
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 中元直樹
編集人 倉重里加

広報

連合山口

<http://rengo-y.com>

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費を含む)

11月は過労死等防止啓発月間です

過労死等

休めていますか、こころとからだ

ゼロに

不安を抱えていませんか

向けて



コロナ禍における働き方、テレワークの拡大、就業形態の多様化など、働く人たちを取り巻く状況は大きく変化しています。

一方、時間外労働の上限規制が導入され、勤務間インターバルの確保も努力義務となるなど、長時間労働の削減にむけた法整備は着実に進んできました。また、新たにパワー・ハラスメントに関する防止措置も義務化される等、ハラスメント対策も強化されています。誰もが安心して健康に働くことができる職場環境になっているか、チェックしましょう！



あてはまることはありませんか？
ストレスの原因
となる事例

- 長時間労働が続いている
- 深夜や休日も仕事をしていることが多い
- 仕事とプライベートの時間の区別がつけられない
- 仕事の作業環境がよくない
- 仕事の内容や仕事量、役割が大きく変わった
- 仕事で大きな失敗をしてしまい責任を問われた
- 職場での孤独感や疎外感を感じている
- ハラスメントを受けている
- 収入や雇用に不安を感じている
- 周囲に相談相手がいない



心当たりはありませんか？
メンタル不調時に
表れやすい症状の事例

- 遅刻や早退をしてしまうことが増えた
- 月曜日(休み明け)に突発的に休むことがある
- 最近、仕事のメ切に遅れることが多い
- 以前と比べて疲れやすい
- 居眠りをしてしまう、眠れない・夜中に目が覚める
- 頭痛や腹痛、吐き気など、体調がすぐれない
- 食べる量が減った、食欲がない
- 何かと自分を責めてしまう
- 急に気分が高揚したり、沈んだりする
- 何をやってもつまらない

あなたの結果はいかがでしたか？



このチェックリストで心当たりがある場合は、労働組合や職場の仲間、精神科・心療内科のお医者さんなどに相談してみましょう！

セルフチェックはこちらからも
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/action/karoushi/>

健康で働き続けられる職場づくりにむけて

取り組みのポイント



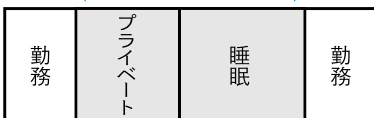
テレワークでもしっかり労働時間を把握しよう



勤務間インターバル制度を取り入れよう

健康に働き続けるためには、生活や睡眠の時間を確保することが重要です。労使の話し合いで、終業から始業までの間に一定以上の休息時間を設ける勤務間インターバル制度を導入しましょう。

勤務間インターバル



労働時間をしっかり把握しよう

働く場所や就業形態、適用される労働時間制度などにかかわらず、健康確保の観点からも適正に労働時間を把握できるしくみづくりがますます重要です。ICカード、パソコンの使用記録など客観的な方法で労働時間を把握し、長時間労働を防いでいきましょう。



ハラスメントのない職場にしよう

こころ健やかに働く上で、職場にハラスメントがないことは大前提です。様々なハラスメントに対応できる相談窓口の整備、職場の皆さんへの周知などを進めましょう。

なんだかつらい、そんな時は、こちらをチェック。

厚生労働省
こころの耳 相談窓口
<https://kokoro.mhlw.go.jp/agency/>

連合
相談無料 秘密厳守
なんでも労働相談ホットライン
0120-154-052
フリーダイヤル いこうよ れんごうに



もくじ

p1 11月は過労死等防止啓発月間 p2 山口県特定最賃・2021年度活動方針(案) p3 全国一斉労働相談ホットライン・気づこうアンコンジャス・バイアス p4 県央地協だより・労働相談事業・アドバイザー紹介

山口県の最低賃金(特定最賃)が改定されます

● 山口県特定(産業別)最低賃金 [効力発生日 2020年12月15日]

業 種	時間額	引上げ額
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	967円	+1円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	893円	+1円
輸送用機械器具製造業	937円	+1円
百貨店・総合スーパー	859円	+7円

注意：使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に、最低賃金で定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。支払わなかった場合には、法第4条第1項違反として、50万円以下の罰金に処せられることとなります。特定最低賃金の不払については最低賃金法の罰則は適用されませんが、労働基準法の賃金全額払違反の罰則(30万円以下の罰金)が適用されます。

**あなたの給料が
最低賃金に追い抜かれていないか**



2021年度活動方針(案)

連合山口は、9月30日(水)に開催した第6回執行委員会において、2020-2021年度運動方針に、新型コロナウイルス感染症の拡大への対策を考慮した運動展開や「新しい生活様式」を踏まえた対応を加えた「2021年度活動方針(案)」を提起しました。

この活動方針(案)は11月4日(水)の第27回定期大会で審議されます。

重点分野① 「すべての働く仲間をまもり、つなぐための集団的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進」

- 1) 働く仲間をつなぎ支える新たな取り組みの推進と組織化を担う人材の体制構築
- 2) 「連合組織拡大プラン2030」と「7万連合山口」に向けた体制強化と戦略の構築
- 3) 社会対話による広がりのある運動の推進

重点分野② 「安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進」

- 1) 地域活性化と働き方改革への取り組み
- 2) 連合本部の取り組みへの参画
- 3) 政策立案能力を高める取り組み
- 4) ディーセント・ワークの実現
- 5) 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化
- 6) 雇用維持・安定に向けた取り組み

重点分野③ 「男女平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された『真の多様性』が根付く職場・社会の実現」

- 1) 男女平等参画の推進
- 2) 女性委員会の強化
- 3) 多様な相談への対応力向上を含む、「フェアワーク」推進の取り組み



推進分野① 「社会連帯を通じた平和・人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承」

- 1) 支え合い・助け合い運動の推進(社会貢献活動)
- 2) 平和運動の推進
- 3) 人権・連帯活動の強化
- 4) 自然災害への取り組み強化



推進分野② 「健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進」

- 1) 政治活動の基本
- 2) 政治活動の推進

推進分野③ 「ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進」

- 1) 国際組織との連携強化

推進分野④ 「連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成と労働教育の推進」

- 1) 組織内外における幅広い労働教育の推進

運動分野を支える基盤強化

「人財・財政・組織」に関する取り組み

- 1) 連合運動を支える人材の確保と育成
- 2) 将来の持続可能な運営に向けた財政のあり方
- 3) 地方・地域の連合運動の活性化と構成組織との連携強化

連合全国一斉集中労働相談ホットライン

これって、ハラスメント？ ひとりで悩んでいませんか？



フリーダイヤル **0120-154-052** いろいろ れんごうに

相談無料
秘密厳守
携帯・スマホOK

2020年12月8日(火)・9日(水) 10:00~19:00

※上記期間以外も受付しています。※電話を掛けたお近くにある連合(地方連合会)につながります。

LINEで相談する



▲期間限定
12月8日(火)・9日(水)
10:00~15:00 (最終受付14:30)
※LINEは連合本部につながります。

気づこう、アンコンシャス・バイアス～真の多様性ある職場を～

アンコンシャス・バイアスを知っていますか？

アンコンシャス・バイアスは、「無意識の思い込み、偏見」と訳され、誰かと話すときや接するとき、これまでに経験したことや、見聞きしたことに照らし合わせて、「この人は○○だからだろう」「ふつう○○だからだろう」というように、あらゆるものを「自分なりに解釈する」という脳の機能によって引き起こされるものです。

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあるものです

アンコンシャス・バイアスは日常にあふれていて、誰にでもあり、悪いわけではありません。問題なのは、気づかないうちに、「決めつけ」たり、「押しつけ」たりしてしまうことなのです。

私たちは同じモノをみている、一人ひとり「解釈」は異なります

無意識のうちに(知らず知らずのうちに)、相手を傷つけたり、相手を苦しめたりしていることがあります。そういった事に対処するためにも、誰もが知っておいたほうがよいと思われる概念として、近年注目をあびるようになりました。

アンコンシャス・バイアスがある、ということを意識し行動することでよりよい職場や社会の実現に近づきます。

職場にあふれている「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み・偏見)」に気づくこと、それが連合のめざす、真の多様性ある職場への第一歩だと考えます。

詳しくはこちら→ <https://www.jtuc-rengo.or.jp/action/diversity/>





“労働組合は、なぜ選挙に関わるの？”

県央地域協議会では、毎年、政策アンケートを行い組合員の皆さんからの意見・要望を集約し、推薦議員と連携して仕分けを行った後、県や市の政策・予算に対して、政策提言を行っています。また、道路関係や地域の困り事など、推薦議員による関係各所への働きかけや議会の俎上に載せて解決した事例も多々あります。

このように、私たちが生活していく上で、税や社会保障制度など企業や労働組合の自助努力だけでは解決できない諸課題について、推薦議員が私たちの声の代弁者となり、問題解決にあたっているのです。だからこそ、連携できる議員の確保が不可欠であり、より一層、意見反映するためには拡大が必要です。

選挙の取り組みは議員のためにはするものではありません。組合員の皆さんと、ご家族お一人お一人の幸せのために、“物申す権利を放棄せず、自分の声を誰に託すのか、投じるのか！”が重要です。

～ あなたの一票を大切にしましょう！～

県央地協：事務局長 山根浩二



労働相談事案コーナー

【相談内容】

相談者：女性 50歳 派遣 保険会社外交員

大型台風が接近中に、出勤のため自家用車で走行していましたが、途中、台風のため道路が寸断されていました。出勤が出来ない状況なので会社へ電話すると上司から「だったら今日は休みなさい」と指示がありましたが、後日会社から「当日は有給休暇か欠勤扱いとなる」と聞かされました。会社からの指示なのに「有給休暇か欠勤扱い」とは納得できません。これは正当なのでしょうか？

回答



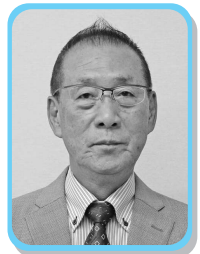
就業規則があるということなので、自然災害時の対応について、特別休暇等が明記されているか確認して下さい。明記されていない場合は、会社と相談することとなります。

法律上は、「自然災害等不可抗力の場合には使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払い義務はない」となっており、今回のケースは、「道路が寸断されて通勤ができない」状況にあることから、法的には使用者の責に帰すべき事由に当たらず、休業手当の支払い義務はないと考えられます。

就業規則等に自然災害時の特別休暇等の明記が無い場合は、有給休暇の取得または欠勤の選択となると考えられます。

大塚アドバイザーの後任として、新たに労働相談アドバイザーになりました古都昇です。働く人の立場で相談対応します。働く人よりしくお願ひします。

労働相談アドバイザー紹介



連合なんでも労働相談ホットライン



秘密厳守！ひとりで悩まず、まずは連合山口に相談してみませんか？

平日 10:00～16:00

連合なんでも

労働相談ホットライン

相談無料 秘密厳守 携帯スマホOK

いこうよ れんごうに

☎ 0120-154-052

地協連絡先

● 県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1 旧周南市役所港町庁舎2階
TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

● 東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内
TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

● 西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内
TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

● 中部地域協議会

〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3階
TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131

[連合山口QRコード]



連合山口 検索

<http://rengyo-y.com/>